

綱領

- 一、我等は同朋相愛の理想に遵ひ識見の開發、技術の進歩、徳性の涵養を圖り以て自己の向上と完成を期す。
- 二、我等は労働者の自主的組織と訓練に依り、労働條件の維持改善並共同福利の増進を期す。
- 三、我等は國情に立脚し、資本主義の根本的改革を圖り以て健全なる新社會の建設を期す。

主張

- 一、七時間労働及一週間四十二時間制の實施
(但し坑内労働六時間一週三十六時間)
- 一、労働組合法並団体協約法の制定
- 一、同質量労働に對する差別撤廢
- 一、臨時雇傭制度禁止法制定
- 一、生活資金法、失業保險法の制定
- 一、工場法、鑛業法、健康保險法、労働者災害扶助法の改正
- 一、國際労働條約の批准並勸告案の實施
- 一、暴壓諸法令の改廢
- 一、メー、デーの全國的休業
- 一、共濟組合並に協同組合の全國的普及とその統一